

横浜市指定管理者第三者評価報告書

横浜市社会教育コーナー

平成 31 年 3 月

横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会

目 次

- 1 趣旨
- 2 横浜市社会教育コーナーの概要
- 3 指定管理者・指定期間
 - (1) 指定管理者
 - (2) 指定期間
- 4 選定評価委員会
 - (1) 委員
 - (2) 開催日・内容
- 5 評価にあたっての考え方と進め方
 - (1) 評価項目
 - (2) 評価基準
 - (3) 評価方法
- 6 評価結果
 - (1) 評価結果
 - (2) 特記事項など
- 7 総評

1 趣旨

横浜市社会教育コーナー（以下、「コーナー」という。）は、文化・社会教育活動の場として施設・情報の提供等、市民の自主的・自立的な学習活動を支援し、市民の学習成果を活用した学校と地域の協働など公益的活動への支援を推進するとともに、市民参画学習支援事業を実施することを目的として昭和 57 年 5 月に開館しました。

その管理・運営については、平成 17 年 7 月に利用料金制を導入し、市民負担の公平性を図り、翌 18 年度から指定管理者制度を導入し、効率的、効果的運営を図っています。なお、指定管理者の選定については、コーナー指定管理者選定委員会の審議を経て、市会で指定されています。

横浜市では指定管理者が行っている施設運営について、客観的な第三者による点検評価を行うため、外部委員で構成される外部評価委員会により、指定管理者の業務に対する評価を行っています。これは評価の結果をその後の管理運営に生かすことにより、公の施設としての管理水準の維持管理を図り、より一層の業務改善への取組やさらなるサービスの向上に繋げることを目的としています。

コーナーについても、19 年度にコーナー外部評価委員会を設置し、第 1 期（18 年度～22 年度）の評価を行いました。

第 2 期（23 年度～27 年度）については、平成 24 年度にコーナー指定管理者選定評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が設置され、平成 25 年度に評価を行っています。

本年度は第 3 期（28 年度～32 年度）の中間となる 3 年目にあたり、指定管理者が公の施設の運営という公共サービスを担っていることを正しく理解し、業務を実施しているか厳正かつ公正に評価を行うため、本評価委員会を 2 回にわたり開催し、評価を実施しました。本報告書は、その経過及び結果について報告するものです。

2 横浜市社会教育コーナーの概要

所在地：横浜市磯子区磯子 3-6-1-1

開館日：昭和 57 年 5 月

施設規模：789.182 m²（鉄筋鉄骨コンクリート 1 階建て）

設備：研修室 A・B・C、アートルーム、トレーニングルーム、
交流室、スポーツ広場（屋外）

3 指定管理者・指定期間

(1) 指定管理者

横浜市保土ヶ谷区峰岡町一丁目 7 番地 12 ラムセス横浜星川 1003

特定非営利活動法人横浜市民アクト

理事長 福島 伸枝

(2) 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

4 選定評価委員会

(1) 委員

委員長	入江 直子	神奈川大学 名誉教授
委員	飯田 妙子	磯子日本語の会 代表
委員	川野 佐一郎	早稲田大学教育学部 非常勤講師
委員	小山 明枝	税理士法人横浜会計事務所 代表税理士
委員	竹迫 和代	参画はぐくみ工房代表兼ファシリテーター

(2) 開催日・内容

ア 第1回委員会

平成30年9月6日(木)

- 評価シートについて
- 施設視察

イ 第2回委員会

平成30年11月19日(月)

- ヒアリング
- 評価について

5 評価にあたっての考え方と進め方

(1) 評価項目

指定管理者が公の施設の運営という公共サービスを担っていることを、正しく理解し、業務を実施しているか厳正かつ公正に評価を行うため、「施設理念に基づく運営」「運営及びサービスの質の向上」「施設・設備の維持管理」「収支状況」という視点から評価項目を定めました。

(2) 評価基準

評価項目ごとに定めた具体的な内容(判断基準)の達成状況を確認し、基本的に以下の3段階の評価基準を設けました。

- | |
|---|
| A評価：Aの判断基準の全てに該当する。
B評価：Aの中で一部該当しないものがある。
C評価：A、Bのいずれにも該当しない。 |
|---|

(3) 評価方法

(1) で定めた評価項目及び具体的な内容(判断基準)を基に評価シートを作成し、指定管理者が当該シートに記入した自己評価を評価の基礎資料として、事業報告書や財務関係書類の審査及び指定管理者へのヒアリング等を行い、評価しました。

6 評価結果

(1) 評価結果

		A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	総合
		評価	評価	評価	評価	評価	評価
I. 施設理念に基づく運営							
I-1	施設の目的や基本方針の確立	A	A	A	A	A	A
I-2	施設目的の達成度	A	A	A	A	A	A
I-3	市民及び地域施設等との交流・連携	B	A	A	A	A	A
I-4	自主事業の適切な実施	A	A	A	A	A	A
I-5	自主事業における独自の工夫等	-	-	-	-	-	-
II. 運営及びサービスの質の向上							
II-1	職員の勤務実績・配置状況	A	A	A	A	A	A
II-2	職員のマナー	A	A	A	A	A	A
II-3	開館の実績	A	A	A	A	A	A
II-4	利用実績及び施設の利用率	-	-	-	-	-	-
II-5	利用しやすい受付案内の実施	A	A	A	A	A	A
II-6	適切な情報提供の実施	A	A	A	B	A	A
II-7	サービス水準の確保	A	A	A	A	A	A
II-8	個人情報の保護	A	A	A	A	A	A
II-9	事故防止対策への取組	A	A	A	A	A	A
II-10	事故発生時の対応体制の構築	A	A	A	A	A	A
II-11	災害発生時の対応体制の構築	A	A	A	A	A	A
II-12	利用者の意見・苦情を抽出する仕組みの構築	A	A	A	A	A	A
II-13	利用者の苦情解決体制の構築	A	A	A	A	A	A
II-14	利用者アンケートの実施	A	A	A	A	A	A
II-15	利用者会議の開催	B	B	B	A	A	B
II-16	書籍の貸出、購入及び管理	A	A	A	A	A	A
III. 施設・設備の維持管理							
III-1	建物・設備の保守点検	A	A	A	A	A	A
III-2	備品の管理	B	B	A	B	A	B
III-3	清掃業務	A	A	A	A	A	A
III-4	保安警備業務	A	A	A	A	A	A
III-5	ヨコハマ3R夢プランへの取組	A	A	A	A	A	A
III-6	防災業務	A	A	A	A	A	A

		A委員 評価	B委員 評価	C委員 評価	D委員 評価	E委員 評価	総合 評価
IV. 収支状況							
	IV-1 指定管理料の執行状況	A	A	A	A	A	A
	IV-2 収支決算状況	-	-	-	-	-	-
	IV-3 利用料金収入実績	-	-	-	-	-	-
	IV-4 経費節減の取組	-	-	-	-	-	-
V. その他		-	-	-	-	-	-

(2) 特記事項など

評価項目	内容
I	
3 市民及び地域施設等との交流・連携	学校地域コーディネーターフォローアップ研修について「講座の周知が難かった」としてはいますが、原因は学校地域コーディネーター所管との連携不足であることが見受けられます。連絡調整に主体的に取り組むと共に、市としても課題解決に努めるべきです。
II	
6 適切な情報提供の実施	現在、財務諸表が事業報告書の一部としてホームページ上に公表されていますが、利用者がより見つけやすいよう、社会教育コーナーとして個別に財務諸表を公表していただきたい。
15 利用者会議の開催	限られた団体のみが参加する利用者会議の場で、施設の運用が決定されている傾向があります。特に、利用者アンケート結果から改善の要望が出ている点について、参加した団体から現状維持を希望され、前例を踏襲している点が見受けられます。会議の中身を精査し、よりうまく活用していく必要があります。
III	
2 備品の管理	「備品が全てそろっている」という証明が出来ておらず、いつ、誰が、どの部屋の確認を行ったという資料を残す必要があります。
IV	
1 指定管理料の執行状況	計算上の金額と現金の実査を行う者が同一である場合があり、別々の人物が行うよう改善が必要です。

7 総評

施設の管理運営はおおむね良好です。また、利用者にとって気持ちのよい対応ができています。

本施設は「社会教育」という名前を掲げ、社会教育の発展に貢献している貴重な拠点です。これまでも福祉や学校教育の分野と意欲的に連携していることは評価できる点であり、これからも社会教育の可能性を見せる拠点であり続けていただきたいと思います。

一方で、本施設の管理運営費については税金によるところがほとんどです。会計規則に準拠した経理処理を行い、誰がみても適正であるといえる形式を整えることを意識していただきたい。

以上から、今回の第三者評価では、社会教育の拠点として地域の連携を大切にしている運営を評価するとともに、そのことをさらに広げていただくことを期待します。また、会計規則に準拠した経理に基づき、誰がみても適正であるといえる形式を整え、組織の基盤をより強固にしていきたいと思います。それにより、いっそう説明責任が果たせるような、組織体制や形式を守っていただきたいと思います。